

令和 8 年 8 月 6 日

群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会
会長 米本 清



群馬県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 8 年 7 月 1 日付け群労発基 0701 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータで比較したところ、令和 6 年 10 月 4 日発効の群馬県最低賃金（時間額 985 円）は、令和 6 年度の群馬県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

今回の報告に当たって、委員から以下について意見があったので、政府、群馬労働局及び群馬県に要望する。

- 毎年申し上げている助成金等の支援策について、特に、月例賃金を上げるということは、単一年度の問題ではなく継続的な人件費支出増ということである以上、一回だけではなく、複数年に亘る継続的な支援がなされる施策を要望する。
- 深刻な人手不足に対応するため、「年収の壁」を維持する施策の撤廃を要する。
- 中小企業の賃上げ原資確保支援として中小企業に対する優遇税制を導入するとともに、可処分所得増加のため、所得税減税と社会保険料等減額を要望する。

群馬県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
群馬県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,120円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

群馬県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 群馬県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 985 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 4 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の群馬県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（97,745 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると群馬県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$985 \text{ 円（群馬県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）}$
 $\times 0.824 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 141,063 \text{ 円（1 円未満四捨五入）}$

令和8年8月6日

群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会
会長 米本 清



群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和8年7月29日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

令和8年8月6日

群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会
会長 米本 清



群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和8年7月29日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

令和8年8月6日

群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会
会長 米本 清



群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械
器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和8年7月29日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

令和8年8月6日

群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会
会長 米本 清



群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性
の有無について（答申）

当審議会は、令和8年7月29日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。